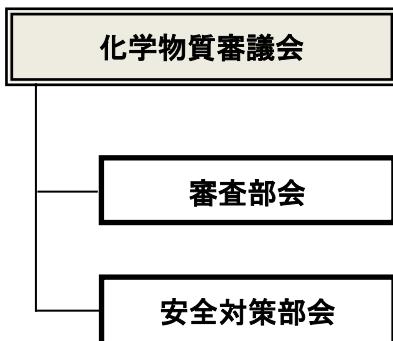


化学物質審議会の審議状況等について (令和3年1月～令和4年1月)

1. 化学物質審議会 体制図



2. 各部会の審議状況

(1) 審査部会

①審議事項

主に化学物質の性状に基づいて判断する次の事項について、調査審議を行う。

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関係

- ・第一種特定化学物質の指定
- ・監視化学物質の指定
- ・新規化学物質の判定

※平成31年1月10日、化学物質審議会決定により、化管法関係の審議事項を安全対策部会に移管。

②構成員（令和4年1月31日現在）

部会長 東海 明宏	国立大学法人大阪大学大学院工学研究科 教授
宇野 誠一	国立大学法人鹿児島大学水産学部附属海洋資源環境教育研究センター 教授
木村 信忠	国立研究開発法人産業技術総合研究所環境安全本部 環境安全部ライフサイエンス実験管理室 室長
金原 和秀	国立大学法人静岡大学学術院工学領域 教授
四ノ宮 美保	埼玉県立大学保健医療福祉学部共通教育科 准教授
高橋 かより	国立研究開発法人産業技術総合研究所物質計測標準研究部門 主任研究員

③開催状況

令和3年：1月20日、3月25日、4月16日、5月21日、6月18日、
7月16日、9月17日、10月15日、11月12日、
12月17日

令和4年：1月18日、3月25日（予定）

※原則として、薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会（厚生労働省）及び中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会（環境省）との合同会合により開催しているが、令和2年4月～令和3年12月は各審議会個別に開催し（審査部会は、令和2年度及び令和3年7月は書面にて、令和3年度（7月を除く。）はオンラインにて審議）、事後、審議結果を集約して取りまとめている。令和4年1月から、オンラインによる合同会合により開催。

④審議結果

(a) 第一種特定化学物質の指定

令和3年7月16日～8月2日に行われた本部会（書面審議）において、PFOA関連物質の第一種特定化学物質への指定について審議を行い、56物質が第一種特定化学物質として指定すべきとの判定がされた。

(b) 新規化学物質の判定に係る審議状況

（単位：件）

		令和元年度	令和2年度
審議件数		357	428
判定結果	第4条第1項第1号	0	0
	〃 第2号	19	18
	〃 第3号	5	5
	〃 第4号	23	46
	〃 第5号	177	148
	〃 第6号	0	0
	第5条第1項 (低生産)	133	214
特定新規の審議件数		47	72
判定結果	第2条第8項第1号 (人健康影響)	1	3
	〃 第2号 (生態影響)	4	5

⑤今後の予定

毎年10回の開催を予定している。

(2) 安全対策部会

①審議事項

主に化学物質の性状並びに製造・輸入・使用的状況、環境排出量及び環境残留量等を総合的に勘案して判断する次の事項について、調査審議を行う。

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関係

- ・第一種特定化学物質使用製品の指定
- ・第一種特定化学物質の例外使用用途の指定
- ・第二種特定化学物質の指定
- ・第二種特定化学物質使用製品の指定
- ・第二種特定化学物質の製造及び輸入制限の必要性の認定
- ・監視化学物質・優先評価化学物質の有害性調査の指示
- ・監視化学物質・優先評価化学物質の有害性調査の指示に係る報告に基づく判定
- ・優先評価化学物質の指定

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）関係

- ・第一種指定化学物質の指定
- ・第二種指定化学物質の指定

②構成員（令和4年1月31日現在）

部会長 東海 明宏	国立大学法人大阪大学大学院工学研究科 教授
石川 百合子	国立研究開発法人産業技術総合研究所 安全科学研究部門環境暴露モデリンググループ 主任研究員
小野 恭子	国立研究開発法人産業技術総合研究所安全科学研究部門排出暴露解析グループ 主任研究員
柏田 祥策	元東洋大学生命科学部応用生物科学科 教授
金原 秀和	国立大学法人静岡大学学術院工学領域 教授
金藤 博子	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 顧問
坂田 信以	一般社団法人日本化学工業協会 常務理事
永井 孝志	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境研究部門土壤環境管理研究領域 上級研究員
松江 香織	一般社団法人日本化学工業協会・I C C A 化学品政策と健康リーダーシップグループ 委員

森田 健 独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センター 上席技術専門官
山根 雅之 日本石鹼洗剤工業会環境・安全専門委員会 委員長

③開催状況

令和3年：1月15日～2月5日

7月16日～9月3日、9月17日～10月25日、

11月12日～12月16日

令和4年：1月18日（WEB開催）

※令和4年1月18日以外はいずれも書面審議。

④審議結果

(a) 第一種特定化学物質使用製品及び例外使用用途の指定

令和4年1月18日に行われた本部会において、PFOA 関連物質を第一種特定化学物質として指定することに伴い、同法第24条第1項に規定する当該化学物質が使用されている製品で輸入してはならないものの指定及び同法第25条に規定する当該化学物質が使用できる用途の指定並びに同法第28条第2項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品の指定について審議が行われた。

1. 法第24条第1項に規定する政令で定める製品

化学物質	法第24条第1項に規定する政令で定めるべき製品
令和3年7月16日～8月2日に行われた審査部会において、第一種特定化学物質として指定すべきとの判定がされた56物質	<ul style="list-style-type: none">・フロアワックス・繊維製品用保護剤及び防汚剤・撥水撥油剤・撥水撥油加工をした繊維製品・消泡剤・コーティング剤・光ファイバー又はその表面コーティング剤・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

2. 法第25条に規定する政令で定めるべき用途

化学物質	法第25条に規定する政令で定めるべき用途
令和3年7月16日～8月2日に行われた審査部会において、第一種特定化学物質として指定すべきとの判定がされた56物質	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品の製造を目的としたペルフルオロオクタンブロミド（PFOB）の製造のためのペルフルオロオクタンヨージド（PFOI）の使用 侵襲性及び埋込型医療機器の製造を目的としたペルフルオロオクチルエチルオキシプロピル=メタクリレート（PFMA）の製造のためのペルフルオロオクチルエタノール（8：2FTOH）の使用

3. 法第28条第2項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品

化学物質	法第28条第2項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品
令和3年7月16日～8月2日に行われた審査部会において、第一種特定化学物質として指定すべきとの判定がされた56物質	<ul style="list-style-type: none"> 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

(b) 優先評価化学物質の指定（一般化学物質のスクリーニング評価）

令和3年11月12日～12月16日に行われた本部会において、一般化学物質のスクリーニング評価等について審議を行い、人健康影響の観点から3件、生態影響の観点から3件が優先評価化学物質相当と判定された。

(c) 優先評価化学物質のリスク評価（一次）評価IIにおける評価

令和3年7月16日～9月3日に行われた本部会において、優先評価化学物質2物質（トルエン、過酸化水素）、令和4年1月18日に、優先評価化学物質2物質（トルエン、 α -（ノニルフェニル）- ω -ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（別名ポリ（オキシエチレン）=ノニルフェニルエーテル）（NPE））のリスク評価（一次）評価II等について審議が行われた。

(d) その他

令和3年9月17日～10月25日に行われた本部会において、化審法のスクリーニング評価・リスク評価におけるWSSD2020年目標への取組の総括について審議が行われた。

⑤今後の予定

優先評価化学物質の判定・評価に係る審議などで、年に5回程度の開催を予定している。

以上

(参考)

化学物質審議会における諮問・答申一覧（会長が同意した部会決議等）

諮問年月日	答申年月日	件名
H31. 4. 9	R 3. 1. 8 R 3. 2. 9 R 3. 4. 9	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (昭和48年法律第117号) 第4条第1項、 第2項及び第4項並びに第5条第2項、第3項 及び第8項に規定する新規化学物質の判定等に 関する化学物質審議会への諮問について
R 3. 4. 14	R 3. 5. 10 R 3. 6. 4 R 3. 7. 7 R 3. 8. 17 R 3. 10. 8 R 3. 11. 4 R 3. 12. 6 R 4. 1. 7	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (昭和48年法律第117号) 第4条第1項、 第2項及び第4項並びに第5条第2項、第3項 及び第8項に規定する新規化学物質の判定等に 関する化学物質審議会への諮問について
R 3. 7. 7	R 3. 11. 2	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (昭和48年法律第117号) 第2条第2項に 規定する第一種特定化学物質に関する化学物質 審議会への諮問について
R 3. 11. 8	R 4. 1. 12	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (昭和48年法律第117号) 第2条第5項に 規定する優先評価化学物質の指定に関する化学 物質審議会への諮問について
R 3. 12. 15	R 4. 2 予定	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (昭和48年法律第117号) 第24条第1項 等に規定する第一種特定化学物質に関する化学 物質審議会への諮問について